

# 令和7年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き



©安来市

申告書提出期限 令和7年1月31日（金）

※申告書を郵送により提出される方で、控用について返送を希望される場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。  
同封がない場合は、控用を返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆申告書提出先 及び 問い合わせ先◆

〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2

安来市役所 税務課 固定資産税係

TEL (0854) 23-3051

FAX (0854) 23-3154



安 来 市

安来市税につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在において、安来市内に所在している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この手引きをご確認のうえ、提出期限までに申告書を提出していただきますようお願いいたします。

---

## 《目次》

### I. 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは	1
2. 償却資産の種類と具体例	1
3. 申告の対象となる資産	1
4. 申告の対象とならない資産	2
5. 建築設備等における家屋と償却資産の区分	3

### II. 償却資産の課税について

1. 税率・税額	5
2. 課税標準額	5
3. 免税点	5
4. 納期	5
5. 償却資産の評価方法	5
6. 過年度修正	5

### III. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方	7
2. 申告の方法と提出書類	7
3. e L T A X（地方税ポータルシステム）での申告	7

### IV. 課税標準の特例が適用される償却資産

### V. 国税との主な取扱いの違い

### VI. 申告に際しての注意事項

## 【記入例】

・ 償却資産申告書	10
・ 種類別明細書（増加資産・全資産用）	12
・ 種類別明細書（減少資産用）	13

# I. 償却資産のあらまし

## 1. 償却資産とは

償却資産とは、個人や法人が所有する「事業の用に供することができる」資産のことです。土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その資産の所在する市町村長への申告が義務付けられています。(地方税法第383条)

## 2. 償却資産の種類と具体例

	資産の種類	具体例
1	構 築 物	店舗改装、設備造作、屋外給排水設備、受変電設備、庭園、貯水池、橋梁、門、堀、広告塔、舗装路面、移動性仮設建物、キャノピー（独立）、農業用ハウス等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備、起重機、印刷設備、ガソリン販売設備、建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等：車種別番号0、00～09、000～099）農業用機器等
3	船 舶	漁船、貨物船、客船、遊覧船、はしけ、ヨット、ボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（フォークリフト、ショベルローダー等：車種別番号9、90～99、900～999）、自転車、構内運搬具等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、冷暖房用機具、ロッカー、パソコン、机、イス陳列ケース、自動販売機、医療機器、娯楽器具、音響機器、ネオンサインテレビ、冷蔵庫、その他業務用の器具備品等

## 3. 申告の対象となる資産

1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 償却済み資産（減価償却が終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ② 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 遊休または未稼働の資産で、いつでも事業の用に供することができる状態にある資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑥ 借用資産（リース資産）であっても契約の内容が割賦販売（リース期間終了後に譲渡される予定になっている場合など）と同様である資産
- ⑦ 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却しているもの・・・P. 2【参考1】参照

- ⑧ 中小企業が取得された30万円未満の資産で、全額損金算入の特例制度を適用し即時償却した少額減価償却資産・・・下記【参考2】参照

#### 4. 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税、軽自動車税の対象となるもの（二重課税をさけるため）  
 ② 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用生物は除く）  
 ③ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）  
 ④ 無形固定資産（例：電話加入権、鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）  
 ⑤ 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金に算入しているもの又は必要経費としているもの）  
 ⑥ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却を行うことを選択したもの・・・下記【参考1】参照

#### 【参考1】 償却方法と取得価額による申告対象の一覧

個人の場合			法人の場合		
取得価額	国税の取扱	固定資産税 (償却資産)の取扱	取得価額	国税の取扱	固定資産税 (償却資産)の取扱
10万円未満	必要経費	申告対象外	10万円未満	損金算入	申告対象外
				3年間一括償却	申告対象外
				減価償却	<b>申告対象</b>
10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
	減価償却	<b>申告対象</b>		減価償却	<b>申告対象</b>
20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>	20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>

#### 【参考2】 中小企業等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産について

資産の取得期間	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 令和8年3月31日まで
取得価額	30万円未満	10万円以上30万円未満
取得価額の合計額上限	なし	300万円（1事業年度あたり）

※この特例は国税（法人税・所得税）に適用される制度で地方税（固定資産税）には適用されません。この特例を適用した資産についても申告の対象となります。

## 5. 建築設備等における家屋と償却資産の区分

① 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるものは、家屋に含めて取り扱います。ただし、次に掲げる事業用のものは、償却資産として取り扱います。

ア 構造的に家屋と一体となっていないもの

イ 独立した機械及び装置としての性格が強いもの

ウ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等

エ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（ホテル等の厨房設備、洗濯設備等）

② 家屋の附帯設備のうち、賃借人（テナント）の方が自分の費用で内装、電気、ガス、その他の設備を施工した場合、これらの資産については賃借人（テナント）の方を所有者とみなしますので、賃借人（テナント）の方から償却資産として申告していただくことになります。

### ◇家屋と償却資産の区分

※下表は主な設備の例です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分	
			償却	家屋
建築工事	内装・造作	床・壁・天井仕上・店舗造作等		○
電気設備	受変電設備	設備一式	○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	○	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式	○	
		屋内設備一式		○
	電力引込設備	引込工事、屋外の配線	○	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備	○	
		上記以外の設備		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器	○	
		配管・配線、端子盤等		○
	L A N設備	設備一式	○	
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	○		
	配管、配線等		○	
監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ	○		
	配管・配線等		○	
防災設備	避雷設備	設備一式		○
	火災報知設備	設備一式		○
	消火設備	消火器、ホース及びノズル、ガスボンベ等	○	
消火栓設備、スプリンクラー設備等			○	

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分	
			償却	家屋
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	
		屋内設備、配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	
		屋内の配管等		○
	衛生設備	設備一式（洗面器、便器）		○
		シャンプー台	○	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産又は業務用設備	○	
		上記以外の設備		○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	○	
		上記以外の設備		○
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア	○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等のサービスに関わる設備、寮・病院・社員食堂等の設備	○	
		上記以外の設備		○
	洗濯設備	事業用の洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、寮・病院等の洗濯設備	○	
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、看板、簡易間仕切（つい立）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	○	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）	○	

## Ⅱ. 償却資産の課税について

### 1. 税率・税額

税率は、1.6/100です。課税標準額（土地・家屋・償却資産の合計で1,000円未満切捨て）に税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額となります。

### 2. 課税標準額

令和7年1月1日現在の評価額が課税標準額となります。

課税標準の特例の適用がある場合は、評価額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

### 3. 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。（申告は必要です。）

### 4. 納期

年4回（5月・7月・12月・2月）です。

実際の納期限は、5月上旬に送付する「納税通知書」でご確認ください。

### 5. 償却資産の評価方法

償却資産の評価は償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本とし、申告していただいた資産ごとに評価額を算出します。

#### ◇評価額の算出方法

	償却資産評価額
前年中に取得した資産	取得価額×減価残存率
前年前に取得した資産 (令和6年1月1日以前)	前年度評価額×減価残存率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

### 6. 過年度修正

今回の申告において、令和6年1月1日以前に取得していた申告漏れ資産を申告した場合は、該当する過年度分（令和2年度、3年度、4年度、5年度、6年度）においても修正申告が必要です。

◇減価残存率表

耐用年数	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産	耐用年数	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産	耐用年数	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	21	0.948	0.896
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	22	0.950	0.901
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	23	0.952	0.905
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	24	0.954	0.908
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	25	0.956	0.912
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	30	0.963	0.926
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	35	0.968	0.936
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	40	0.972	0.944

◇機械及び装置の耐用年数を記入される上での注意事項

平成20年度の税制改正で耐用年数が変更となった資産で、安来市外からの移動による受入れにより令和7年度から安来市で課税される資産については、種類別明細書（増加資産・全資産用）に旧及び新の耐用年数を記入してください。旧耐用年数については、種類別明細書の右端・摘要欄に記入してください。

<記入例>

平成15年に市外で取得し、税制改正により耐用年数が12年から10年に変更になった資産で、安来市外からの移動による受入れにより令和7年度から安来市で課税対象となる資産。

取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
年号	年	月					率	コード			
4	15	1	XXX,XXX	10	0.794				1 2 3 4	旧耐用 12年	

※年号 4 =平成

※増加事由 3 =移動による受入れ

### Ⅲ. 償却資産の申告について

#### 1. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を使用している貸主の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- (4) 割賦販売の場合など、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (5) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃貸人（テナント）の方

#### 2. 申告の方法と提出書類

償却資産の申告には、1月1日現在所有しているすべての資産を申告していただく「**全資産申告**」と、前年中に増加または減少した資産を申告していただく「**増減資産申告**」があります。いずれかの方法で申告をしてください。

また前年中に資産の増減がない場合でも、申告書の提出は必要です。

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類		
		1月1日現在 所有されている 全ての資産	前年中に増加 または 減少した資産	償却資産 申告書	種類別明細書	
				第26号様式 ----- 緑色	別表1 ----- 緑色	別表2 ----- 赤色
増減資産申告	初めて申告される方	○		○	○	
	資産の増減のある方		○	○	○	○
	資産の増減のない方			○※1		
	廃業または市外に移転された方		○	○※2		○
全資産申告	初めて申告される方	○		○	○	
	電算処理により申告される方					
	廃業または市外に移転された方			○※2		
前年中に償却資産全てが減少した方			○	○		○

※1 「18 備考（添付書類等）」欄の「1 資産の増減なし」に丸印を記入してください。

※2 「18 備考（添付書類等）」欄の「4 廃業・休業ほか」に丸印と年月を記入してください。

#### 3. e L T A X（地方税ポータルシステム）での電子申告について

e L T A Xを利用した電子申告も受け付けています。初めて電子申告を行う場合は、利用の届け出が必要となります。

詳しい内容や利用手続き等については、e L T A Xホームページをご覧ください。

[\(https://www.eltax.lta.go.jp/\)](https://www.eltax.lta.go.jp/)

## IV. 課税標準の特例が適用される償却資産

課税標準の特例が適用される償却資産については、地方税法第349条の3各項、同法附則第15条各項に定められています。該当する資産がありましたら、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記入してください。初回の申告時のみ適用要件を証明する書類の写しを添付してください。

### ◇課税標準の特例適用資産（抜粋）

地方税法	適用資産	添付書類	特例率
地方税法 附則第15条 第44項	<p>中小企業等が市から認定を受けた先端設備等導入促進基本計画に基づき取得した資産</p> <p><u>R5.4.1～R7.3.31の間に取得のもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画の認定申請書(写)</li> <li>・先端設備等導入計画認定書(写)</li> <li>・認定経営革新等支援機関による先端設備等に係る投資計画に関する確認書(写)</li> <li>○償却資産がリースで、リース会社が申告する場合、上記に加え以下の書類が必要</li> <li>・リース契約書(写)</li> <li>・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)</li> </ul>	<p>1/2</p> <p>取得後 3年間</p> <p>(※)</p>
	<p>(※) 賃上げ方針を計画的に位置付けて従業員に表明した場合は、課税標準を1/3に軽減し、以下の適用期間となります。</p> <p>R5.4.1～R6.3.31の間に取得のもの：5年間</p> <p>R6.4.1～R7.3.31の間に取得のもの：4年間</p> <p>・賃上げ方針を伴う計画を申請した場合、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」(写)の添付が必要です。</p>		
第349条の3 第3項	<p>農業協同組合、中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の補助金、交付金、貸付等の申請書(写)</li> <li>・政府の補助金、交付金、貸付等を受けたことが確認できる書類(写)</li> </ul>	<p>1/2</p> <p>取得後 3年間</p>

## V. 国税との主な取扱いの違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法 （固定資産評価基準に定められた 減価率を用います）	一般の資産は、定率法・定額法の選 択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます（※）	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	1円（備忘価格）
改良費（資本的支出）	区分評価	原則区分評価（一部合算も可）

（※）税務署長に増加償却の届出を行っている資産について、届出書の写しを償却資産申告書とともに提出してください。

## VI. 申告に際しての注意事項

- ① 申告書の受付は、令和7年1月6日（月）から行います。提出期限は、令和7年1月31日（金）です。
- ② 所得税の確定申告とは別のものです。償却資産台帳をもとに提出期限内の申告をお願いいたします。
- ③ 前年中に償却資産全てが減少となった場合や廃業、休業中の場合もその旨を申告してください。
- ④ 各資産の耐用年数につきましては、法人税及び所得税における法定耐用年数や「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表」等を参考に記入してください。
- ⑤ 申告漏れの資産がある場合は、まとめて次年度に申告されるのではなく、申告漏れをした年度の修正申告書の提出をお願いいたします。
- ⑥ 未申告、申告漏れにより、後日不足税額及び延滞金の追徴を行う場合があります。なお、過年度分について、追徴課税となった場合の納期は、通常とは異なり1回となりますのでご注意ください。
- ⑦ 直接窓口に出される場合は、広瀬地域センター、伯太地域センターでも受け付けをします。
- ⑧ 申告書を郵送により提出される方で、控用について返送を希望される場合は必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。同封がない場合は、控用を返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

7 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

7 年 1 月 11 日

安来市長宛

受付印

1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※所有者コード

※管理番号

8 短縮耐用年数の承認 有

9 増加償却の届出 有

10 非課税該当資産 有

11 課税標準の特例 有

12 特別償却又は成新記録 有

13 税務会計上の償却方法 (定額法) 有

14 青色申告 有

7

3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

4 事業種目 小売業

5 事業開始年月 平成 1 年 4 月

6 この申告に該当する者の種別及び氏名 平成 太郎

7 税理士等の氏名 安来 花子

4 08 54 23 3051

08 54 23 3051

4 08 54 23 3051

10 500 000

11 500 000

12 300 000

13 800 000

14 500 000

15 500 000

16 300 000

17 1 500 000

18 1 550 000

19 250 000

20 1 550 000

21 300 000

22 300 000

23 50 000

24 350 000

25 800 000

26 500 000

27 250 000

28 1 550 000

29 300 000

30 300 000

31 50 000

32 350 000

33 800 000

34 500 000

35 250 000

36 1 550 000

37 300 000

38 300 000

39 50 000

40 350 000

41 800 000

42 500 000

43 250 000

44 1 550 000

45 300 000

46 300 000

47 50 000

48 350 000

49 800 000

50 500 000

51 250 000

52 1 550 000

53 300 000

54 300 000

55 50 000

56 350 000

57 800 000

58 500 000

59 250 000

60 1 550 000

61 300 000

62 300 000

63 50 000

64 350 000

65 800 000

66 500 000

67 250 000

68 1 550 000

69 300 000

70 300 000

71 50 000

72 350 000

73 800 000

74 500 000

75 250 000

76 1 550 000

77 300 000

78 300 000

79 50 000

80 350 000

81 800 000

82 500 000

83 250 000

84 1 550 000

85 300 000

86 300 000

87 50 000

88 350 000

89 800 000

90 500 000

91 250 000

92 1 550 000

93 300 000

94 300 000

95 50 000

96 350 000

97 800 000

98 500 000

99 250 000

100 1 550 000

101 300 000

102 300 000

103 50 000

104 350 000

105 800 000

106 500 000

107 250 000

108 1 550 000

109 300 000

110 300 000

111 50 000

112 350 000

113 800 000

114 500 000

115 250 000

116 1 550 000

117 300 000

118 300 000

119 50 000

120 350 000

121 800 000

122 500 000

123 250 000

124 1 550 000

125 300 000

126 300 000

127 50 000

128 350 000

129 800 000

130 500 000

131 250 000

132 1 550 000

133 300 000

134 300 000

135 50 000

136 350 000

137 800 000

138 500 000

139 250 000

140 1 550 000

141 300 000

142 300 000

143 50 000

144 350 000

145 800 000

146 500 000

147 250 000

148 1 550 000

149 300 000

150 300 000

151 50 000

152 350 000

153 800 000

154 500 000

155 250 000

156 1 550 000

157 300 000

158 300 000

159 50 000

160 350 000

161 800 000

162 500 000

163 250 000

164 1 550 000

165 300 000

166 300 000

167 50 000

168 350 000

169 800 000

170 500 000

171 250 000

172 1 550 000

173 300 000

174 300 000

175 50 000

176 350 000

177 800 000

178 500 000

179 250 000

180 1 550 000

181 300 000

182 300 000

183 50 000

184 350 000

185 800 000

186 500 000

187 250 000

188 1 550 000

189 300 000

190 300 000

191 50 000

192 350 000

193 800 000

194 500 000

195 250 000

196 1 550 000

197 300 000

198 300 000

199 50 000

200 350 000

201 800 000

202 500 000

203 250 000

204 1 550 000

205 300 000

206 300 000

207 50 000

208 350 000

209 800 000

210 500 000

211 250 000

212 1 550 000

213 300 000

214 300 000

215 50 000

216 350 000

217 800 000

218 500 000

219 250 000

220 1 550 000

221 300 000

222 300 000

223 50 000

224 350 000

225 800 000

226 500 000

227 250 000

228 1 550 000

229 300 000

230 300 000

231 50 000

232 350 000

233 800 000

234 500 000

235 250 000

236 1 550 000

237 300 000

238 300 000

239 50 000

240 350 000

241 800 000

242 500 000

243 250 000

244 1 550 000

245 300 000

246 300 000

247 50 000

248 350 000

249 800 000

250 500 000

251 250 000

252 1 550 000

253 300 000

254 300 000

255 50 000

256 350 000

257 800 000

258 500 000

259 250 000

260 1 550 000

261 300 000

262 300 000

263 50 000

264 350 000

265 800 000

266 500 000

267 250 000

268 1 550 000

269 300 000

270 300 000

271 50 000

272 350 000

273 800 000

274 500 000

275 250 000

276 1 550 000

277 300 000

278 300 000

279 50 000

280 350 000

281 800 000

282 500 000

283 250 000

284 1 550 000

285 300 000

286 300 000

287 50 000

288 350 000

289 800 000

290 500 000

291 250 000

292 1 550 000

293 300 000

294 300 000

295 50 000

296 350 000

297 800 000

298 500 000

299 250 000

300 1 550 000

301 300 000

302 300 000

303 50 000

304 350 000

305 800 000

306 500 000

307 250 000

308 1 550 000

309 300 000

310 300 000

311 50 000

312 350 000

313 800 000

314 500 000

315 250 000

316 1 550 000

317 300 000

318 300 000

319 50 000

320 350 000

321 800 000

322 500 000

323 250 000

324 1 550 000

325 300 000

326 300 000

327 50 000

328 350 000

329 800 000

330 500 000

331 250 000

332 1 550 000

333 300 000

334 300 000

335 50 000

336 350 000

337 800 000

338 500 000

339 250 000

340 1 550 000

341 300 000

342 300 000

343 50 000

344 350 000

345 800 000

346 500 000

347 250 000

348 1 550 000

349 300 000

350 300 000

351 50 000

352 350 000

353 800 000

354 500 000

355 250 000

356 1 550 000

357 300 000

358 300 000

359 50 000

360 350 000

361 800 000

362 500 000

363 250 000

364 1 550 000

365 300 000

366 300 000

367 50 000

368 350 000

369 800 000

370 500 000

371 250 000

372 1 550 000

373 300 000

374 300 000

375 50 000

376 350 000

377 800 000

378 500 000

379 250 000

380 1 550 000

381 300 000

382 300 000

383 50 000

384 350 000

385 800 000

386 500 000

387 250 000

388 1 550 000

389 300 000

390 300 000

391 50 000

392 350 000

393 800 000

394 500 000

395 250 000

396 1 550 000

397 300 000

398 300 000

399 50 000

400 350 000

401 800 000

402 500 000

403 250 000

404 1 550 000

405 300 000

406 300 000

407 50 000

408 350 000

409 800 000

410 500 000

411 250 000

412 1 550 000

413 300 000

414 300 000

415 50 000

416 350 000

417 800 000

418 500 000

419 250 000

420 1 550 000

421 300 000

422 300 000

423 50 000

424 350 000

425 800 000

426 500 000

427 250 000

428 1 550 000

429 300 000

430 300 000

431 50 000

432 350 000

433 800 000

434 500 000

435 250 000

436 1 550 000

437 300 000

438 300 000

439 50 000

440 350 000

441 800 000

442 500 000

443 250 000

444 1 550 000

445 300 000

446 300 000

447 50 000

448 350 000

449 800 000

450 500 000

451 250 000

452 1 550 000

453 300 000

454 300 000

455 50 000

456 350 000

457 800 000

458 500 000

459 250 000

460 1 550 000

461 300 000

462 300 000

463 50 000

464 350 000

465 800 000

466 500 000

467 250 000

468 1 550 000

469 300 000

470 300 000

471 50 000

472 350 000

473 800 000

474 500 000

475 250 000

476 1 550 000

477 300 000

478 300 000

479 50 000

480 350 000

481 800 000

482 500 000

483 250 000

484 1 550 000

485 300 000

486 300 000

487 50 000

488 350 000

489 800 000

490 500 000

491 250 000

492 1 550 000

493 300 000

494 300 000

495 50 000

496 350 000

497 800 000

498 500 000

499 250 000

500 1 550 000

501 300 000

502 300 000

503 50 000

504 350 000

505 800 000

506 500 000

507 250 000

508 1 550 000

509 300 000

510 300 000

511 50 000

512 350 000

513 800 000

514 500 000

515 250 000

516 1 550 000

517 300 000

518 300 000

519 50 000

520 350 000

521 800 000

522 500 000

523 250 000

524 1 550 000

525 300 000

526 300 000

527 50 000

528 350 000

529 800 000

530 500 000

531 250 000

532 1 550 000

533 300 000

534 300 000

535 50 000

536 350 000

537 800 000

538 500 000

539 250 000

540 1 550 000

541 300 000

542 300 000

543 50 000

544 350 000

545 800 000

546 500 000

547 250 000

548 1 550 000

549 300 000

550 300 000

551 50 000

552 350 000

553 800 000

554 500 000

555 250 000

556 1 550 000

557 300 000

558 300 000

559 50 000

560 350 000

561 800 000

562 500 000

563 250 000

564 1 550 000

565 300 000

566 300 000

567 50 000

568 350 000

569 800 000

570 500 000

571 250 000

572 1 550 000

573 300 000

574 300 000

575 50 000

576 350 000

577 800 000

578 500 000

579 250 000

580 1 550 000

581 300 000

582 300 000

583 50 000

584 350 000

585 800 000

586 500 000

587 250 000

588 1 550 000

589 300 000

590 300 000

591 50 000

592 350 000

593 800 000

594 500 000

595 250 000

596 1 550 000

597 300 000

598 300 000

599 50 000

600 350 000

601 800 000

602 500 000

603 250 000

604 1 550 000

605 300 000

606 300 000

607 50 000

608 350 000

609 800 000

610 500 000

611 250 000

612 1 550 000

613 300 000

614 300 000

615 50 000

616 350 000

617 800 000

618 500 000

619 250 000

620 1 550 000

621 300 000

622 300 000

623 50 000

624 350 000

625 800 000

626 500 000

627 250 000

628 1 550 000

629 300 000

630 300 000

631 50 000

632 350 000

633 800 000

634 500 000

635 250 000

636 1 550 000

637 300 000

638 300 000

639 50 000

640 350 000

641 800 000

642 500 000

643 250 000

644 1 550 000

645 300 000

646 300 000

647 50 000

648 350 000

649 800 000

650 500 000

651 250 000

652 1 550 000

653 300 000

654 300 000

655 50 000

656 350 000

657 800 000

658 500 000

659 250 000

660 1 550 000

661 300 000

662 300 000

663 50 000

664 350 000

665 800 000

666 500 000

667 250 000

668 1 550 000

669 300 000

670 300 000

671 50 000

672 350 000

673 800 000

674 500 000

675 250 000

676 1 550 000

677 300 000

678 300 000

679 50 000

680 350 000

681 800 000

682 500 000

683 250 000

684 1 550 000

685 300 000

686 300 000

687 50 000

688 350 000

689 800 000

690 500 000

691 250 000

692 1 550 000

693 300 000

694 300 000

695 50 000

696 350 000

697 800 000

698 500 000

699 250 000

700 1 550 000

701 300 000

702 300 000

703 50 000

704 350 000

705 800 000

706 500 000

707 250 000

708 1 550 000

- 1 提出日、申告年度を記入してください。過年度の修正申告をされる場合は、年度は該当の年度を記入し、朱書きで「修正申告」と記入してください。
- 2 住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称、代表者名）を記入してください。
- 3 マイナンバー制度の導入により、申告書にマイナンバーの記入が必要となりました。個人番号または、法人番号を記入してください。
- 4 事業種目は具体的に記入してください。事業開始年月も記入してください。
- 5 申告書の内容に不明な点があった場合等に問い合わせをさせていただきますので、対応していただける方を記入してください。
- 6 委託している税理士等がおられる場合は、記入してください。
- 7 それぞれ該当するものを○で囲んでください。
- 8 安来市内における資産の所在地を記入し、該当するものを○で囲んでください。借用資産が有の場合は、貸主を記入してください。
- 9 該当する番号全てを○で囲んでください。  
「3 課税標準の特例適用資産あり」の場合は、別紙の「種類別明細書」の摘要欄へ適用条項を記入してください。  
「5 住所・名称等変更」の場合は、新旧がわかる書類等を添付してください。
- 10 同封の「令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）」の取得価額の合計を参考に記入してください。  
**※令和6年度申告で該当資産がない方、全資産申告・eLTAX申告をされた方には、同封しておりません。**
- 11 令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に減少した資産の合計を記入してください。
- 12 令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に増加した資産の合計を記入してください。
- 13 計算してください。
- 14 電算処理により申告をされる場合は、記入してください。その他の場合は、記入の必要はありません。
- ※全資産申告の方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に令和7年1月1日現在所有する全ての資産を記入してください。  
増減資産申告の方は、増加・減少した資産をそれぞれ「種類別明細書」に記入してください。

**【資産の種類】**  
 資産の種類の種類番号を記入してください。  
 1=構築物  
 2=機械及び装置  
 3=船舶  
 4=航空機  
 5=車両及び運搬具  
 6=工具、器具及び備品

**【資産の名称等】**  
 資産の名称を記入してください。  
 (漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が使用可能です。)

**【数量】**  
 数量を記入してください。

**【取得年月】**  
 年号は、  
 1=明治  
 2=大正  
 3=昭和  
 4=平成  
 5=令和  
 で記入してください。  
 移動による受入れの取得年月は、移動日ではありません。

**【取得価額】**  
 固定資産税では、圧縮記帳は認められません。圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

**【耐用年数】**  
 法人税及び所得税における法定耐用年数や「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表」等を参考に記入してください。

**【増加事由】**  
 該当する番号を○で囲んでください。  
 1=新品取得  
 2=中古品取得  
 3=移動による受入れ  
 4=その他

**【摘要】**  
 次に該当する資産について、その旨を記入してください。  
 ・課税標準の特例適用資産ありの場合は、適用条項を記入してください。  
 ・平成20年度税制改正で耐用年数が変更となった資産で、令和7年度より安来市で課税される資産は、旧耐用年数を記入してください。

**種類別明細書(増加資産・全資産用)**

7 年度

行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	課税標準額	備考	
01	2	□□□□□	1	5 5 6	5 000 000	20	0	○2 3-4	
02	2	○○○○○	1	5 5 10	6 000 000	10	0	○2 3-4	
03	6	△△△△△	1	4 26 4	1 000 000	10	0	○2 1-2 3-4	
04									
19								1-2 3-4	
20								1-2 3-4	
小 計							3	12 000 000	

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

【抹消コード】  
同封の「令和7年度  
種類別明細書（増  
加資産・全資産  
用）」の資産コー  
ドを記入してくだ  
さい。

【資産の種類】・【資産の名称等】・【数量】・【取得年月  
日】・【取得価額】・【耐用年数】  
同封の「令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）」  
を参考に記入してください。  
※「令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）」は、  
令和6年度申告で該当資産がない方、全資産申告・eLTAX  
申告された方には、同封しておりません。

【減少の事由及び区分】  
該当する番号を○で囲んでください。  
＜減少の事由＞  
1 売却  
2 滅失  
3 移動  
4 その他

【摘要】  
特記事項があれば  
記入してください。

**7 年度 種類別明細書（減少資産用）**

第二十六号様式別表二（提出用）

所有者コード	所有者	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	摘要
01	株式会社 安永市	2	◇◇◇◇◇◇	1	4 10 1	50 000	1-2 3-4 1-2
02	株式会社 安永市	10	◇◇◇◇◇◇	2	4 1 5	60 000	1-2 3-4 1-2
03							
04							
19							1-2-3-4 1-2
20							1-2-3-4 1-2
				小計	3	110 000	

申告書提出期限 令和7年1月31日（金）

◆申告書提出先 及び 問い合わせ先◆

〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2

安来市役所 税務課 固定資産税係

TEL (0854) 23-3051

FAX (0854) 23-3154

申告書を郵送される際に、切り取って  
封筒に貼り付けてご利用ください※

〒692-8686

島根県安来市安来町878番地2

安来市役所 税務課 固定資産税係 行

（償却資産申告書在中）

